

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス対策における「感染拡大防止対策期」への移行を受けた  
学校の対応について（6月21日～7月11日まで）

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、本日行われた第59回香  
川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、「感染拡大防止対策期」へ移行することが決  
定されました。

6月21日（月）～7月11日（日）までの間、学校における感染症対策について特に  
対応いただきたい点をまとめましたので、引き続き、緊張感をもって感染症対策の徹底  
をお願いします。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準に変更はなく、「レベル2」を  
継続することを申し添えます。

記

## 1 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等により、児童生徒等の  
状況を的確に把握すること。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面から  
の支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組  
織的に対応すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症について不安やストレスを感じている児童生徒もいる  
ことから、健康相談等を充実させ、いじめ、偏見等に関し、適宜指導すること。
- ・ 感染の判明や濃厚接触者への特定等により、長期間にわたり、出席停止となる児童  
生徒やその保護者に対し、可能な範囲で連絡を取り、学習支援や学校復帰に向けての  
サポートを行うこと。

## 2 各教科や特別活動等における感染対策

### (1) 各教科における対応

- ・ 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、最  
少人数や短時間での活動、人との距離の確保等、学習方法を工夫しながら、感染対  
策を徹底した上で行うこと。
- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具  
や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- ・ 修学旅行等宿泊を伴う活動については、訪問先の最新の感染状況等に鑑み、移動先等で感染防止の行動が適切に取れるかなどを踏まえ、実施の可否を慎重に検討すること。
- ・ 宿泊を伴わない活動においても、地域や学校、訪問先等の感染状況に鑑み、実施を慎重に検討するとともに、事前指導も含め、感染症対策を徹底すること。

3 部活動

(1) 実施の可否について

|   | 区分   | 実施の可否 |
|---|--|-------|
| ア | 自校のみの練習  | ○     |
| イ | 県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等  |       |
| ウ | 県内大会等への参加  |       |
| エ | 全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加                       | ×     |
| オ | 県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）  |       |
| カ | 県外での練習試合等への参加、 <u>県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、<u>県外の卒業生等の練習参加</u></u> |       |

(2) 留意点

- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・ マスクの着用については、「4 マスクの着脱」に従い、熱中症等健康被害の防止のため、最大限の注意喚起を行うこと。
- ・ 部活動ガイドラインを遵守し、より短時間で効果的な活動とすること。
- ・ 部活動については、顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加は可とするが、生徒及び教職員が県外で活動した場合及び県外からのチーム等と活動した場合は、帰県後または活動終了後、14日間は行動記録をとること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- ・ 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うこと。
- ・ 昼食時など、食事の前後での手洗いを徹底し、例えば、一方向を向いて食事をとるなど、飛沫を飛ばさない工夫をすること。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用しないこと。

- (3) 文化部活動を行う場合は、香川県高等学校文化連盟及び香川県教育委員会が策定した「文化部活動の実施に関する留意点」（令和2年6月3日策定、令和3年4月5日改定）を遵守すること。特に、合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁事業連盟通知）等を遵守し、感染症拡大防止に努めること。

#### **4 マスクの着脱**

- ・ 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。
- ・ 呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。
- ・ 発達段階等により、児童生徒自身でマスクの着脱の判断が難しい場合は、教職員が積極的に声をかけること。
- ・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼気が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。
- ・ ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。
- ・ 健康状態など様々な理由でマスクを着用するまたはできない児童生徒に対して、差別や偏見が生まれないよう、指導すること。

#### **5 その他**

- ・ 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- ・ 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生などが、不当な理由でいじめや差別を受けることがないように、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。